

第2部 隣接施設に応じた連携

1 面整備での連携

- ①：計画の初期から参画し、都市全体の視点から公園緑地を配置する
- ②：都市公園を公開空地・残存緑地等と一体的にまとめて広い空間をつくる
- ③：緑・緑道などをつなげる
- ④：軸線、統一デザインなど明確なコンセプトを共有する

①：計画の初期から参画し、都市全体の視点から公園緑地を配置する

再開発などの面開発は、都市全体の中で骨格を形成するような緑の景観を新たに形成する機会となる。面開発の計画は、公園担当部署ではなく、都市計画を所管する部署等で検討されるものであるが、土地所有者や施行者、地元自治体等が参画するまちづくり協議会等の組織が立ち上げられる事例が増えている。公園管理者は、計画の初期からこのような検討に参画し、公園緑地等の計画、設計に関与することが重要である。また、関係行政だけでなく民間事業者も含めて関係者がデザイン等の共通認識を持つことが重要であり、協議会の設置を働きかけるといったことも有効である。

その際には、以下のような点に留意し、緑の基本計画等を踏まえた都市全体の緑地や景観のあり方の観点から、開発区域内の公園緑地について方向づけを行うことが、公園緑地担当の重要な役割である。

＜都市全体の緑地のあり方から面開発の緑地計画において留意したい点＞

① 既存の緑地の保全・活用

地域の自然環境やシンボルといった観点から重要な樹林・樹木等、地域住民に親しまれ利用されている公園・広場等の存在とその保全・活用策

② 開発区域周辺の緑地との関係性

都市全体の緑地体系（ネットワーク）の中での、当該開発区域の緑地の役割・位置づけ、周辺の緑地との連続性の確保等

事例 将来管理者や民間事業者等が計画段階から参画する協議会方式（西中央公園等）

- ・ 将来管理する市の公園担当や、民間事業者が当初計画検討から参画。都市公団（現 都市機構）が調整役となって協議会を組織したことが有効に機能した例。

→ 参照事例 国内 03

協議会については、第1部 ステップ2-3も参照

＜協議会組織メンバー例＞
市
関連する事業者
民間地権者
都市機構－調整役

事例 ワークショップで建替前の街路樹を活かした緑地計画（西中央公園）

- ・ 団地の建て替えと駅前再開発が一体として行われたこの事業では、ワークショップで地元から提案のあった、以前の街路樹を公園内の園路の並木に活用。
- ・ 公園は住民にとって身近なため、ワークショップ等による地元の意向の反映も公園緑地担当の重要な役割。

→ 参照事例 国内 03

②：都市公園を公開空地・残存緑地等と一体的にまとめて広い空間をつくる

面開発では、都市公園だけではなく公共空地、残存緑地等多様な緑地空間が計画される。都市公園とこれら緑地空間全体を一体として、配置やあり方を考えることが重要である。

公園と公共空地を一体として中央にまとめる、公園と隣接する民間施設のセットバック空間を一体として計画するといった手法で、景観的にも連続した広がりのある空間を形成することができる。

また、将来の管理においては、地区全体の管理を行う協議会が公園も含めて一体的に維持管理するという手法もある。この場合、管理の役割分担、費用負担等を記載した協定を締結することが有効である。

事例 両側に公園、その間を公共空地で一体空間（品川セントラルガーデン）

- 両端の2つの公園とその間の公共空地、及び公開空地で、敷地の中央に一体の緑地（セントラルガーデン）を形成。



→ 参照事例 国内 05



セントラルガーデンから隣接公園の方向
境界はまったく感じられない

事例 隣接する民間施設の公開空地と公園を一体的に整備（きたまちしましま公園他）

- 公園と隣接する民間施設のセットバック空間（公開空地）を一体的に整備。
- 舗装の意匠を連続させることで景観の連続性を確保。



→ 参照事例 国内 02、04

公園内の「しましま模様」が商業施設
用地まで連続

事例 維持管理協定を結び日常管理は管理組織が一括実施（品川セントラルガーデン）

- 公園の移管先の2つの区と地区全体の管理組織である協議会が維持管理に関する協定を締結。日常的な維持管理は、協議会が一括して実施することで一体的な景観を維持することが可能となっている。

→ 参照事例 国内 05

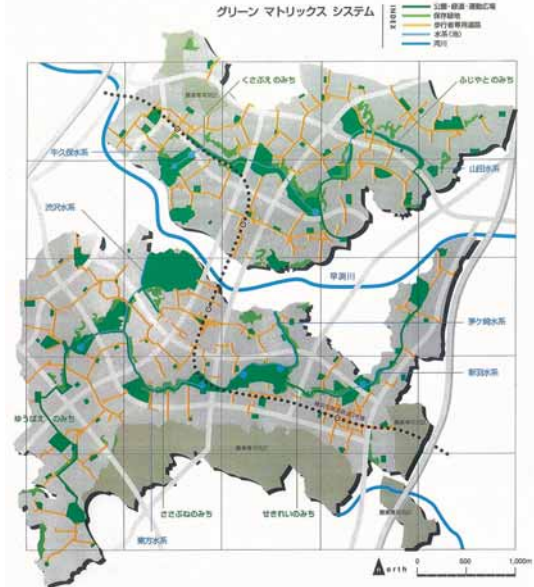
③：緑・緑道などをつなげる

都市公園、緑道、民間の緑地（残存緑地）等を適切に配置し、開発区域全体として緑のネットワークを形成する。

また、これら緑地を管理する居住者のボランティア組織を育成することにより、緑の一体的な維持管理を実現するとともに、コミュニティ形成にも資することが期待できる。

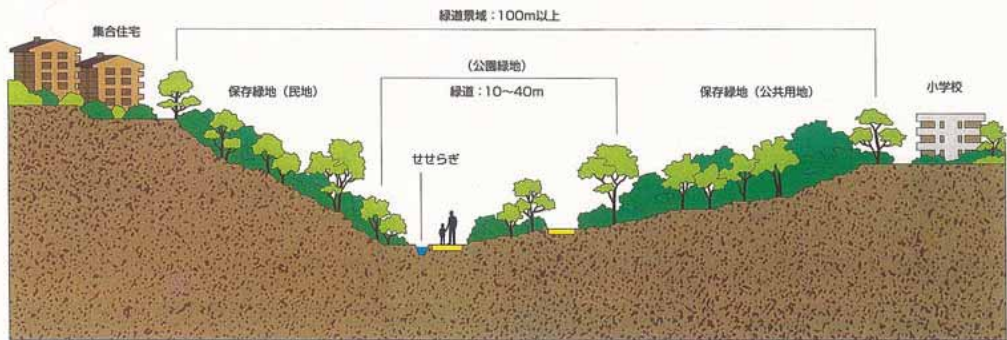
事例 公園、緑道、民間緑地で緑のネットワーク（港北NTグリーンマトリックス）

- 港北ニュータウンでは、グリーンマトリックスという計画思想にもとづき、大規模な公園とそれを結ぶ緑道、周辺の民間の緑地（開発の際の保存緑地）が一体として計画的に配置されている。整備が進んだ現在、これらの緑地は連担し、丘陵地の景観を保全している。
- これらの公園や緑地及び緑道、一部の民間集合住宅の協定緑地には愛護会等や住民の管理組織が形成され、住民参加による管理が行われている。
- 団体同士の交流も開始されており、市ではこれら団体のネットワークづくりに着手、地区内に残された樹林地や緑地等の質的維持を図ることを誘導している。



出典)「港北ニュータウン」都市再生機構パンフレット

- 団体同士の交流も開始されており、市ではこれら団体のネットワークづくりに着手、地区内に残された樹林地や緑地等の質的維持を図ることを誘導している。



緑道のみでは広くても 20m 程度の広がりであるが、民有緑地や公共緑地を一体的に配置することにより、広いところでは 100m 程度の景域を確保している。

資料)「港北ニュータウン/グリーンマトリックスシステムによる緑の保全と活用」
都市基盤整備公団神奈川地域支社横浜北部開発事務所パンフレット

→ 参照事例 国内 09

④：軸線、統一デザインなど明確なコンセプトを共有する

面開発では、公園と公開空地などを一体的に計画することで、規模の大きな空間や連続性のある空間を確保することができる。このことから、景観の軸線を通す、歩いて回遊できる空間を確保するなど、大胆なテーマ性をもったデザインが可能となる。例えば、西中央公園では、駅から公園までの景観の軸線を通す工夫がなされており、石川島公園では水辺を回遊する歩行者空間が形成されている。このように、配置の段階から、テーマ性をもって検討することが重要である。

また、面開発では主体の異なる多数の施設が存在することから、公園と隣接する施設はもとより、地区全体で統一したデザインテーマを明確にし、協議会等の組織を通じて、共通のデザインコードやデザインガイドラインとしてこれを共有することが重要である。

事例 駅から公園までの景観の軸線を通す（西中央公園）

- ・ 団地の建て替え事業と駅前の再開発事業の連携により、駅から公園まで景観の軸線を通し、イチョウ並木の連続的な景観を実現。

公園平面図

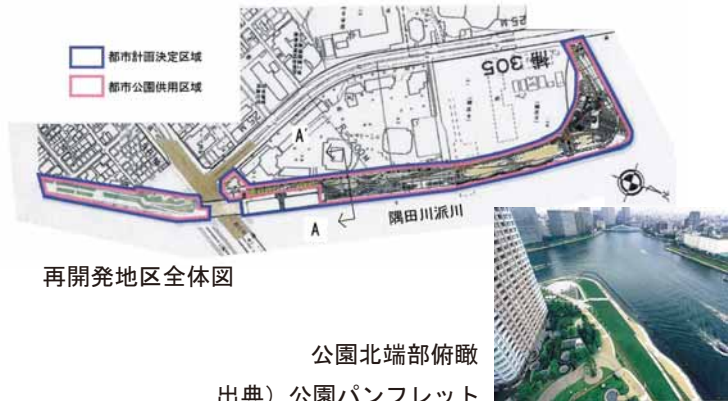


駅から公園方向を見たイチョウ並木

→ 参照事例 国内 03

事例 水辺を回遊できる連続した空間形成（石川島公園）

- ・ 隅田川沿いの工場跡地を活用した再開発において、河川護岸を緩傾斜化。住棟の公開空地と緩傾斜堤防上の公園が一体となり、水辺を回遊できる緑地空間を形成。



再開発地区全体図

公園北端部俯瞰

出典) 公園パンフレット

→ 参照事例 国内 04

事例 隣接する民間施設の公開空地と公園を一体的に整備（きたまちしましま公園）

- ・ 公園とこれに隣接する公開空地では、富士山と筑波山を結ぶラインによる「しましま模様」をデザインの基調とし、舗装や芝生で縞模様のパターンを描く。
- ・ コンセプトは公共空間デザイン指針により共有。



公園芝生の「しましま模様」

→ 参照事例 国内 02

2 河川との連携

- ①：河川と役割分担して整備する－護岸は河川、上部は公園
- ②：公園と河川区域の一体的景観を形成する
- ③：河川にそって緑地を計画的に整備する

①：河川と役割分担して整備する－護岸は河川、上部は公園

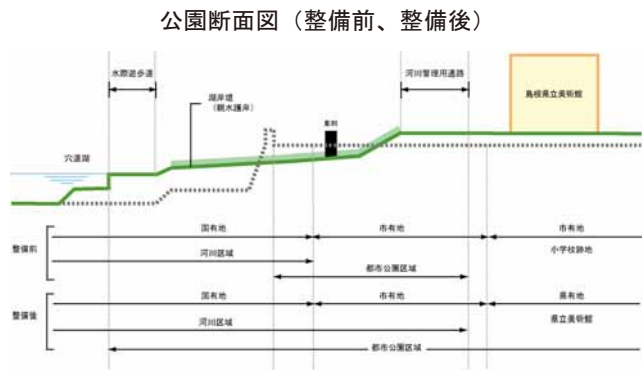
河川や湖などの水辺は地域を特徴づける景観として非常に重要であり、水辺と公園を一体的に整備することは、景観形成において非常に重要である。

河川や湖などの護岸を、河川の事業として緩傾斜化し親水空間を形成、その上部に都市公園を整備するという手法が有効である。

また、河川沿いの親水公園整備は、NPOや周辺の商店等によるクルーズ船の運行、オープンカフェ設置といった波及効果をうみ、地域の景観形成の取組や活性化に発展することも期待される。

事例 宍道湖湖岸の緩傾斜化で親水性の高い湖岸公園を形成 松江湖畔公園（岸公園）

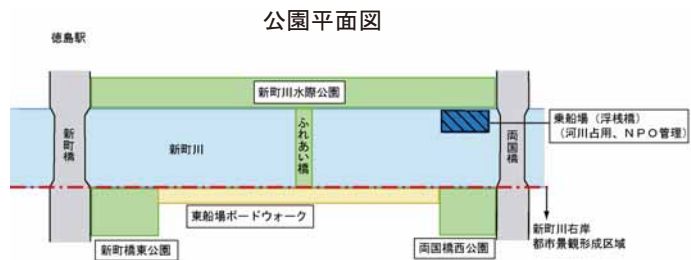
- ・ コンクリート護岸で分断されていた水面と公園を、湖岸を緩傾斜化、湖岸線から公園区域とすることで、夕日スポットとして、眺望の美しい公園景観を実現。



→ 参照事例 国内16 （他に国内04、18、これ以外に、国内06、12も参照）

事例 親水公園整備が対岸のオープンカフェやクルーズ船運行に発展（新町川公園）

- ・ 河川と連携した親水公園整備から、対岸の商店街のボードウォーク設置（設置許可）、オープンカフェに発展。
- ・ NPOがクルーズ船の運行や公園の維持管理に参画。



※新町川水際公園は、新町橋東公園や両国橋西公園、東船場ボードウォーク等とともに「新町川公園」内の区域名称。

→ 参照事例 国内18

②：公園と河川区域の一体的景観を形成する

河川と都市公園が隣接する場合、境界部分が連続し、水面までの一体的な景観が確保されることが重要である。

河川と公園が隣接していても、往々にして安全管理の面から水際に柵が設置されたり、護岸で水面と分断されているもの、境界部分に段差や植栽等の不連続が生じていることも多い。水際まで公園として一体的に整備することは、連続性を確保する上で有効な手段である。また、安全面での十分な配慮を行いつつ、緩傾斜化により水際まで近づけるようにする、浅い水辺では柵を撤去する、柵を設置する場合には水面への眺望を阻害せず景観に配慮したものとする、といったことが重要である。

事例 水際までの連続性、眺望の確保（石川島公園、岸公園、新町川公園他）



緩傾斜の堤防（石川島公園）
写真：大川端パンフレット



階段状の護岸で水面に近づける
（平和の森公園）



河川と一体的に整備された階段状テラス
（新町川公園）



護岸線まで公園区域となっている
（岸公園）

→ 参照事例 国内 04、16、18（他に国内 06、12 も参照）

事例 公園の中の川と一体となった景観形成（ハグレー・パークとエイボン川）

- ・ ハグレー・パークは、クライストチャーチ市街地の中心を流れるエイボン川に沿って立地。
- ・ 護岸は公園内の芝生と連続しており、公園と川の一体的な景観が広がっている。



公園と川の一体的な景観の形成
出典）クライストチャーチ市
ホームページ

→ 参照事例 国外 10

③：河川にそって緑地を計画的に整備する

都市においては、河川と一体となった水と緑のネットワーク形成は、景観形成のみならず、生物多様性保全、ヒートアイランド対策、レクリエーション等様々な面から重要である。河川の護岸整備や河川周辺の再開発・整備等の機会を積極的にとらえ、河川沿いに緑道を整備したり、河川に隣接して公園を整備する。

この場合も、河川と公園の区域を重複させ、占用許可により河川沿いの緑地を一体的に整備することが有効である。

我が国に限らず欧米においても、近代の都市化の進展の中で、多くの河川や運河が、洪水被害、水質汚濁等を理由に、直線化されたり暗渠化等されてきた。そのような中で、サンアントニオ市は水面を残し、川沿いを遊歩道として整備することで、周辺の居住者、市民、事業者と行政の協働による地域の再生、活性化を実現した。

事例 河川改修と隣接の公団の建て替えにあわせて緑地整備（桜堤公園、仙川緑地）

- ・ 団地の建て替え、河川改修にあわせて、既存の河川沿いの公園も活用し、連続する緑地を整備。
- ・ ここでは、公団（現、都市機構）が緩傾斜護岸や緑地を一体的に整備することで市と協定締結。
- ・ 市では、沿川の特성에応じて水辺を整備、再生する「仙川水辺環境整備計画」を策定しており、これにのっとり、公団建て替えの機会をとらえて整備された。



仙川緑地の水辺
手前は桜堤公園（列石が境）
対岸のベンチは団地内公園施設

浄水場の処理水を導水利用（桜堤公園）



→ 参照事例 国内 06

事例 川辺の遊歩道がまちを再生、活性化（サンアントニオ・リバーウォーク）

- ・ 1920年代の洪水の後、川を埋めるか残すかの論争が起きたことを契機に、川沿いにリバーウォークを整備し、まちを美しくかつ活性化することを計画した。
- ・ 第二次世界大戦後、リバーウォークへの関心は薄れ、荒廃したが、市はリバーウォーク再生のマスタープランを採択。市民による債権の発行、市のリバーウォーク条例制定、管理等を行うNPO法人設立等を経て、協働によるリバーウォークの再生がなされ、リバーウォーク沿いはレストラン、ショップ、ホテル等が軒を連ねる観光地となって活性化している。



→ 参照事例 国外 05

出典) NPO法人パセオ・デル・リオ協会
ホームページ

3 港湾との連携

①：港湾施設を活用し、良好な水辺空間を整備する

①：港湾施設を活用し、良好な水辺空間を整備する

港湾区域とも、河川同様、役割分担をしながら一体的に整備することが有効である。

富山の富岩運河では、既に機能を失った運河及び船泊の内陸港湾施設を活用し、歴史的な水辺空間を活かした公園整備を行っている。運河は、陸上交通の発達により機能を失ったものが多いが、歴史的な資源として、また景観やレクリエーションの水辺空間として、利用価値は高い。英国など海外においても、機能を失い荒廃していた運河や水路をレクリエーション的に利用する動きが盛んである。

また、公園区域と港湾区域にまたがる水面や広場等を利用するイベント等を行う場合、占用許可手続きを港湾窓口で一括して取り扱うなど、利用者の利便性を考慮した一体的管理運営が重要である。

事例 港湾と公園が一体となって水辺のにぎわい空間を形成（富岩運河環水公園）

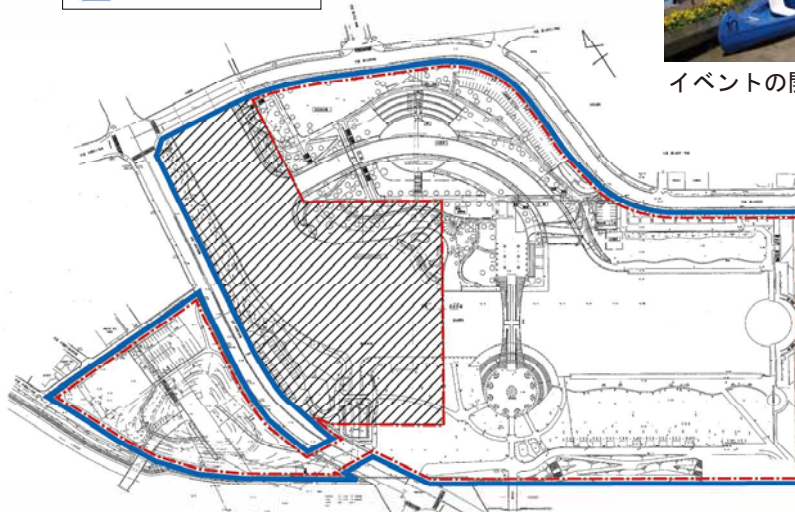
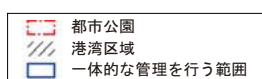
- ・ 機能を失った運河、舟溜まりの活用計画を立案。公園と港湾で一体的に整備。
- ・ 港湾区域を一部解除し、公園区域を設定。港湾区域と公園区域をまたいだ人工島の整備には公園と港湾で費用負担。
- ・ 公園区域と港湾区域にまたがる利用の占用許可窓口を一括して港湾管理者が取り扱い、利用者の利便を図る。



舟溜まりの水面を活かした景観



イベントの開催（カヌー教室等）



全体平面図

→ 参照事例 国内 13

出典) 富岩運河環水公園パンフレット

4 道路との連携

- ①：道路と一体となって骨格となる緑地を形成する
- ②：歩道と一体的に、ゆとりある歩行者空間と豊かな緑をつくる
- ③：道路による分断や隣接道路の影響を緩和・解消する

①：道路と一体となって骨格となる緑地を形成する

幹線道路は連続性があり、都市の骨格構造を形成する。道路と一体的に公園・緑地を連続的に整備することで、都市の緑の骨格を形成する事が可能となる。

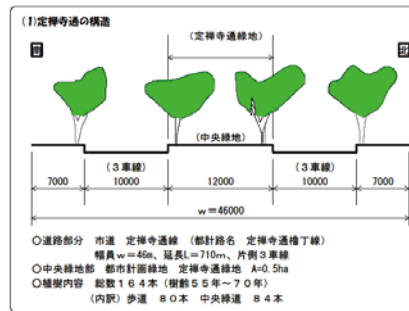
定禅寺通や久屋大通にみられるように広幅員の道路の中央分離帯部分を公園又は緑地として位置づけ都市の緑の軸線を形成しているものや、幹線道路沿いの緩衝緑地などがこの例といえる。また、道路と都市公園、その他の緑地等をつないでプロムナードを計画的に整備するといったことも好例といえよう。

一方、海外では、高速道路の上部や、道路を地下化しその上部を公園として整備している例がみられ、これらもまた連続した緑の軸を形成する手法であるとともに、道路公害の緩和、地域分断の解消等の役割も果たしている。

事例 道路と公園が一体となって4列のケヤキ並木を形成（定禅寺通緑地）

- ・ 戦災復興都市計画において広幅員道路の中央に緑地帯が計画され、緑地帯に2列、両側の歩道に各1列植栽されたケヤキは、杜の都を代表する並木道となっている。

→ 参照事例 国内 01



定禅寺通の幅員構成

出典)
仙台市
ホームページ

事例 高速道路にふたをし、上部に公園を設置（シアトル：フリーウェイ・パーク）

- ・ 市街地内の動線を分断する掘割式の高速道路に人工地盤上の公園を設置して、連続した景観を維持した。

→ 参照事例 国外 01



高速道路上に立地する公園

出典)
シアトル市
ホームページ

事例 高速道路を地下化、上部に緑のネットワークを形成（ボストン：ローズ・ケネディ・グリーンウェイ）

- ・ 中心市街地を分断していた高速道路を地下化し、その地上部に緑地帯を形成して都市を再生した。

→ 参照事例 国外 03



全体平面図

出典) MTA ホームページ

②：道路と一体的に、ゆとりある歩行者空間と豊かな緑をつくる

道路に整備される歩道と、隣接する公園の外周部分を一体的に整備することで、ゆとりある歩行者空間と、豊かで連続性のある緑を形成することができる。

具体的には、公園の外周部と歩道の境界部を連続させることで、広い歩道空間をつくとともに、公園の外周の緑と街路樹が一体となった緑陰を形成する。道路側に十分な歩道が確保できない場合には、公園の外周道路を歩道として活用する一方、道路側に余裕がある場合には、道路の歩道を公園の園路のように曲線的にするなど、歩道を公園の一部であるかのように整備している例もある。

事例 国道・県道と連携してゆとりある歩行空間を形成（鹿児島中央公園）

- ・ 国道との接点では、国道側で曲線状の歩行空間など公園と連続した整備。
- ・ 逆に県道との接点では、公園の外周道路が県道の歩道の役割。



国道 225 号の歩道



県道沿いの外周植樹

→ 参照事例 国内 20（他に、国内事例 17 も参照）

③：道路による分断や隣接道路の影響を緩和・解消する

道路は緑の骨格の形成に資する可能性がある一方で、緑や地域を分断するおそれもある。そのようなところでは、公園や緑の連続性を確保する工夫を行うことが必要となる。

前述のシアトルやボストンの高速道路上部に公園を整備する例は、このような分断を解消する手法でもある。公園区域を道路が分断する場合には道路をまたぐ緑の橋をかける方法がとられる。このとき、通路としてつなぐというだけでなく、公園の緑の空間としてゆったりした幅をもってつなぐことが望ましいが、名古屋のオアシス 21 の例にみられるように、道路占用許可にあたって幅が制限される場合があるようである。

事例 交通の結節点でバスターミナルと人の回遊性の確保を両立（オアシス 21）

- ・ 沿道建築物との用地交換や立体型の公園化により道路沿いのシンボルを形成。
- ・ 道路を隔てた公園施設への連絡橋は道路の占用許可により設置し、分断を回避。



オアシス 21 全景



愛知芸術文化センターへの連絡橋

→ 参照事例 国内 14

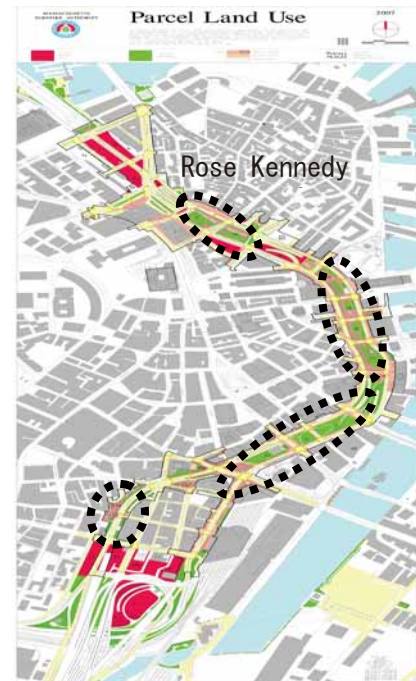
事例 道路による分断を解消する

(ボストン：ローズ・ケネディ・グリーンウェイ他)

- ボストンでは、道路を地下化することにより、地域分断を解消し、良好な景観形成、地域の活性化を図っている。



出典)MTAホームページ



→ 参照事例 国外 03

5 隣接公共施設との連携

- ①：施設周りの空間と公園を一体化する
- ②：公園と一体となった建物をデザインする

①：施設周りの空間と公園を一体化する

美術館や図書館、体育館などの公共施設が公園の中や隣接地に立地するケースがしばしばみられる。しかし、間に塀があったり、公園からは建物の裏側が見えるなど、景観面でも利用面でもせつかくの立地をいかせないばかりか、問題がある場合もある。

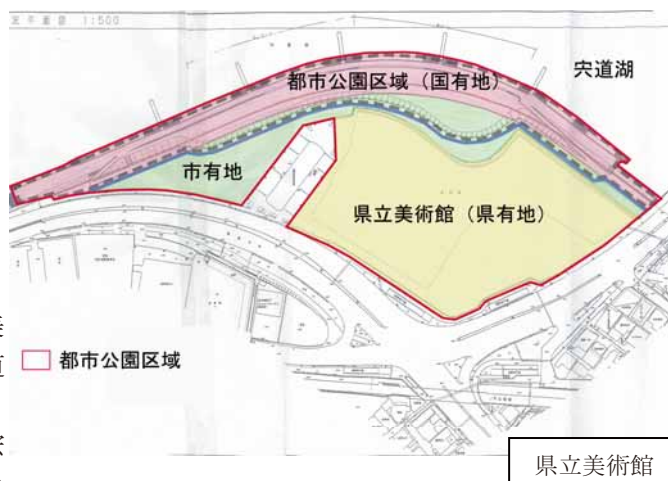
公園と美術館の外溝を一体的につくり、連続した広がりのある空間を形成する。一体の空間とすることで、景観としてより良いものができるとともに、両者の運営面でも共同イベントの開催等の連携が容易になり、利用向上の相乗効果が期待できる。そのためには、敷地の境界部に塀等を設けず、連続的な空間とする、公園からの建物の見え方に留意する、といったことに最低限配慮する必要がある。

たとえば、岸公園の場合は、美術館周りに公園部分と連続する芝生広場が形成されており、公園の芝生広場内に作品が展示され、宍道湖を望む空間のアクセントとなっている。この場合、公園は市、美術館は県、宍道湖は国と管理者が異なるため、これら3者とそれぞれの設計者が、共通のコンセプトを持つために協議の場をもち、設計を進めたことが有効に機能している。

事例 美術館の外溝と公園を一体的にデザイン（岸公園）

- ・ 宍道湖畔から公園の芝生広場が美術館まで緩やかに連続し、公園と美術館の外溝が一体となっている。芝生広場には作品が展示され、宍道湖への眺望が開ける広場の点景となっている。
- ・ 公園管理者である市、美術館を整備する県、宍道湖を管理する国の3者とそれぞれの設計者が、宍道湖に開かれた眺望という共通コンセプトの下に、協議しながら設計を進めた。

→ 参照事例 国内 16



緩傾斜護岸は河川事業、
上部は公園で整備



公園の芝生広場に美術
館の作品を展示

②：公園と一体となった建物をデザインする

公園と建物の外溝を一体的につくるだけでなく、建築物そのものも公園と一体となるようなデザインとする。

公園と建築物のどちらがデザインのコンセプトをリードするのかは、それらが同時に整備されるのか、いずれかが既に整備されているのか、どのような事業手法がとられるかなど、整備の経緯により異なると思われるが、建築物のデザインにおいて公園との一体化が意識されること、両方でコンセプトが共有されることが重要である。

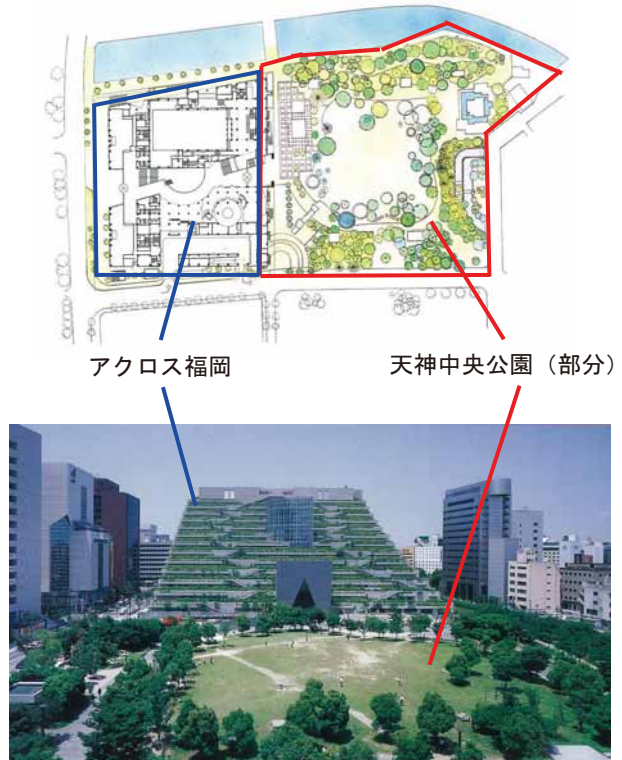
例えば、前出の岸公園の場合には、美術館の設計競技において宍道湖に開かれたデザインが採用されたことから、公園では美術館からの眺望に配慮し芝生広場として整備している。ここでは異なる主体による整備が同時に進行しており、公園管理者である市、美術館を整備する県、宍道湖を管理する国の3者とそれぞれの設計者が、宍道湖に開かれた眺望という共通コンセプトの下に、協議しながら設計を進めたことが有効に機能したといえる。

また、福岡市のアクロス福岡は、都心の公園に隣接する県文化施設等の入る複合施設であるが、設計競技において、隣接公園との一体的デザインを意識した設計案が採用され、公園の緑と連続するシンボリックな建築景観が創出された。

事例 隣接する公園との一体性を意識したアクロス福岡ステップガーデン

(天神中央公園)

- ・ 県文化施設が入る複合施設建設であるアクロス福岡は、設計競技において隣接する公園との一体的デザイン案を採用。
- ・ 公園の緑との連続性を意識した屋上庭園「ステップガーデン」は、都市における生態系の回復やヒートアイランド現象の緩和効果を期待。
- ・ 隣接の天神中央公園は「福博プロムナード」の拠点でもある。アクロス福岡の公園側入り口では、福博プロムナードの舗装との連続性を意識した処理がなされている。



アクロス福岡

天神中央公園（部分）

→ 参照事例 国内 19

出典) アクロス福岡概要パンフレット

6 民間施設との連携

- ①：セットバックで空間を確保、活用する
- ②：公園の周辺の建築物を規制・誘導し公園からの眺望を確保する

①：セットバックで空間を確保、活用する

隣接する民間のビル等に、地区計画等で一定幅のセットバックを誘導し、空間を確保、公園と一体の空間として整備する。こうして生まれた空間は、隣接の民間事業者や住民がカフェテリアやイベントスペースとして使用できるようにすることで、にぎわいの景観を演出することが可能となる。

手法としては、複数の地権者・事業者が関わるため、協議会を設置、地区計画において建物の後退距離等を規定するものが多いが、それを景観条例の景観形成地区指定等により担保強化しているものもある。

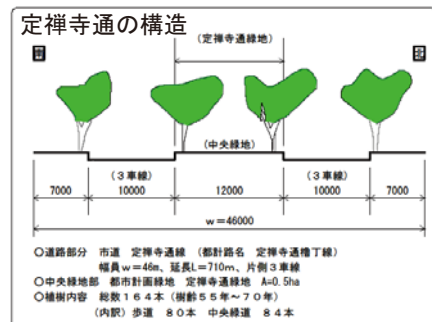
さらに、全体の景観の統一コンセプトや、詳細な外壁の色彩、モニュメントの設置、舗装等については、デザイン検討会等を別途設置し検討、デザインガイドライン等として明文化、共有することが有効である。

事例 地区計画等で沿道建物の後退を誘導、ケヤキの生育空間を確保（定禅寺通緑地）

- ・ まちづくり協議会との協議により、沿道建物の1～3階部分を後退し、ケヤキの生育空間を確保する地区計画を決定。（後に景観形成地区指定）
- ・ 一方で、まちづくり協議会が中心となって定禅寺通緑地を活用したオープンカフェの設置、ストリートジャズフェスティバル等のイベント開催等。

出典) 仙台市
ホームページ

→ 参照事例 国内 01



事例 公園に面する部分の壁面後退を地区計画で位置づけ（きたまちしましま公園）

- ・ 工場跡地の再開発において、公園と商業施設が隣接する部分では5m以上、民間住宅では3m以上の壁面後退を地区計画で位置づけ。（後に景観形成重点地域指定）

壁面後退による空地（公開空地）



→ 参照事例 国内 02

事例 景観検討会でデザイン検討、公園と連続した一体的景観を形成（石川島公園）

- ・ 当時の住都公団がコーディネータ役となって、各事業者が参加する景観検討会を主催。モニュメント設置、外壁色彩、舗装等の景観ガイドライン作成。



モニュメント



舗装に合わせた案内板

→ 参照事例 国内 04

②：公園の周辺の建築物を規制・誘導し公園からの眺望を確保する

公園にとって、公園内からの眺望が公園の景観の重要な要素であることは多く、周辺に高層建築物が出現することで公園の景観の価値が損なわれる例がみられる。

このようなことを防ぐため、公園の周辺の眺望を阻害するおそれのある地区に、高さの制限や周辺建物の規制・誘導を行う。手法としては、高度地区の設定や地区計画の設定、景観法の景観地区や、景観条例等に基づく景観形成地区等規制・誘導を図る地区指定をかけていくことができる。

また、都市公園は景観法における景観重要公共施設に位置づけることができる。この制度では、都市の景観形成上重要な施設として、公園自体が景観に配慮した整備を行うこととなるが、あわせて周辺の関係者と景観協議会を設置することができ、このような場を通じて公園の周辺の景観の適正な誘導を図っていくことが重要である。

事例 周辺建築物の高さ制限等で原爆ドームの眺めを確保（平和記念公園）

- 平和記念公園は、平和記念資料館から平和記念碑のアーチを通して原爆ドームを望むように設計。周辺建築物によりこの眺めが阻害されるおそれがあり、世界遺産登録にあたって市は要綱を設定し周辺建物を規制・誘導。

→ 参照事例 国内 15



原爆ドームを望む



要綱対象範囲



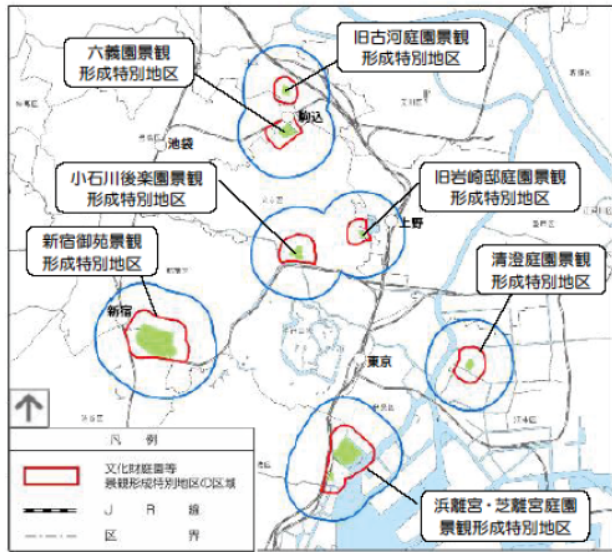
要綱に定められた建築物高さの制限

出典)広島市ホームページ

また、眺望保全だけでなく、公園を核として周辺地区に良好な景観を広げていくことも重要である。公園周辺の歩道のカラーリングや緑道整備等、公園一帯に公園的雰囲気をもたせていったり、地域住民の公園でのボランティア活動等を通じて景観への認識を高め、公園外への波及効果を高める。

事例 景観形成地区を設定して庭園の景観を保全（東京都）

- 東京都では浜離宮等文化財庭園（都市公園）を景観重要公共施設に位置づけるとともに、周辺100m～300mに景観形成特別地区を設定し、建物や屋外広告物の配置や色彩を誘導。



注) 青線の内側については、第3章第1-2-(2)の文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導に関する区域とする。

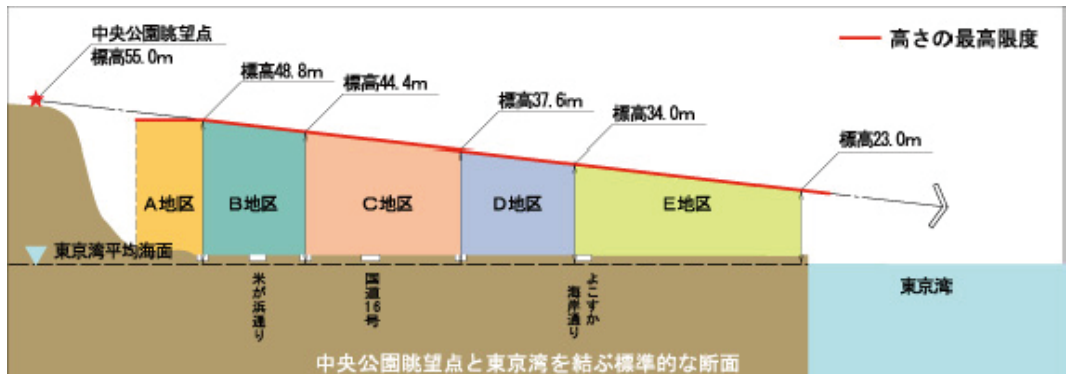
※。本図は、おおむねの区域を示したものである。

景観形成特別地区の範囲

出典) 東京都都市整備局ホームページ「東京都景観計画」

事例 建物等の高さ規制・誘導により公園からの眺望を確保（横須賀中央公園）

- 横須賀中央公園では公園展望台からの猿島の眺望を保全するため、その間に存在する地区に視点からの距離に応じて建物の高さを制限（市条例による）。



高さ規制のための地区区分

出典) 横須賀市景観推進課ホームページ「中央公園眺望点」

7 その他の連携

- ①：歴史的資源、自然的資源の保全と連携する
- ②：連携により水を確保する

①：歴史的資源、自然的資源の保全と連携する

歴史的建造物や構造物などの歴史的資源、あるいは樹林、湿地、湧水、棚田等の自然的資源は地域景観を特徴づける重要な要素である。都市公園がこれらの資源の保全と積極的に連携していくことは、地域景観の保全、形成にとって有益である。また、文化財保護や自然環境保全の視点からも、公園として整備することにより、周辺を含めて利用環境を整えることができ、地域住民の認識向上、地域づくりへの有効活用につながるといえる。

これら資源の保全との連携の手法としては、歴史的、自然的資源の保全・保護対象の明確化等、保全・保護の方針を明確にした上で、これらに対して戦略的に都市公園を整備していく。

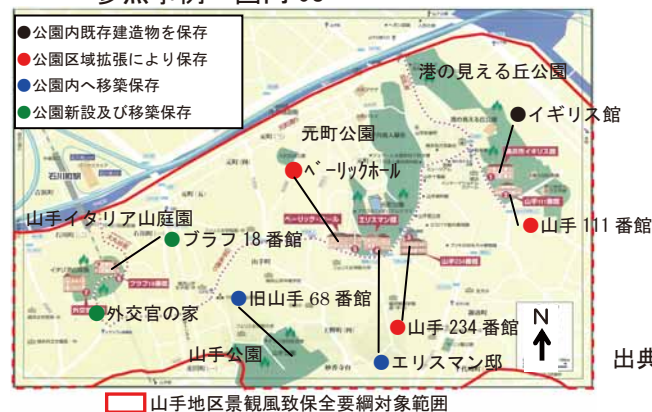
具体的には、①資源が存在するところに戦略的かつ積極的に都市公園を配置する、②既に存在する公園に現状の立地での保護・保全が困難な資源を移す、③公園内に既に失われた歴史的資源や自然環境を復元・再生する、という取組がある。以下に示す横浜山手風致地区の例は、歴史的資源を対象とした①及び②の例である。なお、②について、希少な動植物等を移植する場合には、適切な生育・生息環境を造成することから実施する必要がある。③については、都市公園の再整備において、地域住民の意向から元々そこにあったせせらぎや樹林を再生するといった動きがみられる。

また、このように公園内に確保した歴史的、自然的資源は、記録等資料の収集・作成・保存、展示、解説等環境教育・環境学習の推進、住民との協働による管理・育成、観光的利用等を通じて、地域住民への普及・啓発やまちづくりに活用することも重要である。

事例 都市公園で風致地区内の西洋館を積極的に保存（山手風致地区西洋館公園群）

- ・ 山手地区の西洋館の保存を目的に、積極的に都市公園を拡張、新設、また、公園内に移築を実施。

→ 参照事例 国内 08



イギリス館

出典) (財)横浜市緑の協会ホームページ
山手西洋館マップ

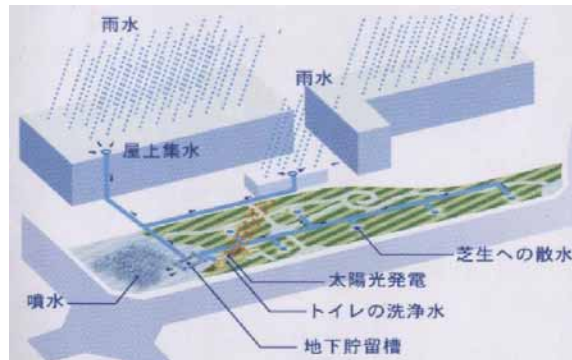
②：連携により水を確保する

公園内には水景施設が整備されることが多いが、水の確保が困難なケースも多く、資源保全の点からも水道水を用いることはできれば避けたいところである。

下水道の処理水を導水する、地下鉄線内の湧水を活用する、といった他の公共施設との連携で確保する方法をとられることが多いが、面開発等においては、周辺民間施設で貯留された雨水を活用するといった連携も考えられる。

事例 隣接する民間施設で貯留された雨水を水景施設で利用（きたまちしましま公園）

- ・ 公園の水景施設の水は、隣接する商業施設の屋上に降った雨水を活用。民間施設側から提案があり、公園内で貯留し、トイレ、水景、散水用に使用。
- ・ 雨水利用に関わる協定を締結している。



→ 参照事例 国内 02

出典)「歩行空間・空中歩廊並びに雨水利用に関する協定書」